

建設産業においては、技術者及び技能労働者の確保・育成やその活躍を図るために働く環境の改善に取り組んでいます。その中でも、適正な工期設定や週休二日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向け必要な環境整備を推進するために次のとおり運用を定めます。

1 工期設定

(1) 工期の設定にあたっては、「Ⅰ. 秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」によることを原則とする。

(2) 設計金額1億円未満の特殊工事を含まない土木工事（舗装工事（新設、修繕・補修）を除く）にあつては、「Ⅱ. 標準工期を利用する場合」によることができる。また、支給品がある場合は、その金額を設計金額に加算し、その他手続き等に要する期間等については別途計上すること。なお、標準工期を下回る工期設定は行わないこと。

(3) 工期の設定にあたっては、以下について留意するものとする。

1) 年度末にかかる工事については、無理な工程とならないよう十分配慮するとともに、工事が年度内に完成しない場合には繰越し手続きをとること。

2) 工事を集中的に発注する場合や需給が逼迫している資材を使用する工事の場合は、十分な余裕期間を見込むこと。また、余裕期間設定工事を積極的に活用し、受注者が建設資材や建設労働者などを確保できるように配慮すること。

2 積算の対応

積算において供用日当たりで計上する仮設材損料等についても、稼働係数を用いて算出すること。

I. 秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合

工期の算定は次式による。

$$\text{工事期間} = \text{作業日数} \times (1) \text{稼働係数} + (2) \text{準備及び後片付け} + (3) \text{その他手続き等に要する期間}$$

また、適切な工期設定等を行うにあたり、国土交通省の工期設定支援システムを適宜参考とすることができる。なお、工期設定支援システムを使用する場合は、これまでの同種類似工事の実際にかかった工期（標準工期）と比較し、工期日数の妥当性を確認すること。※目安として、標準工期と-10%以上乖離した場合に確認

(1) 稼働係数等

- 1) 一般工事（河川、砂防、道路改良、橋梁並びに河川道路構造物等）の場合、稼働係数は「1.85」とする。
- 2) トンネル工事（取付道路部分を除く）、工場製作工事、ウェザーシェルター内の工事の場合、稼働係数は「1.53」とする。

2018.10~2023.9	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
①作業不能日	4.8	2.8	2.8	3.6	2.8	4.6	8.0	12.7	5.5	4.2	5.6	6.2	64
（降雨量10mm以上の日数）	4.8	2.8	2.8	3.6	2.8	4.6	5.8	6.4	4.2	4.2	5.6	6.2	54
（猛暑日（WBGT値31以上）日数）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	6.3	1.3	0.0	0.0	0.0	10
②休日数	12	10	9	10	12	8	11	12	10	11	10	11	126
内訳：土日祝日及び振替休日	11	10	9	10	12	8	11	9	10	11	10	9	
：夏季休暇、年末年始	1							3				2	
③作業不能日と休日の重複日	1.9	1.0	0.8	1.2	1.1	1.2	2.8	4.9	1.8	1.5	1.9	2.2	22.3
④暦日	31	28	31	30	31	30	31	31	30	31	30	31	365
⑤稼働日数	16.1	16.2	20.0	17.6	17.3	18.6	14.8	11.2	16.3	17.3	16.3	16.0	197.7
⑥稼働率	0.52	0.58	0.65	0.59	0.56	0.62	0.48	0.36	0.54	0.56	0.54	0.52	0.54

※休日数は令和4年1~12月を参考に算出

※稼働日数 = ④ - (① + ② - ③) = 197.7

※稼働率 = ⑤ / ④ = 0.542 ≒ 0.54

※作業不能日と休日の重複日 = ① × ② / ④

※稼働係数（一般土木工事） = ④ / ⑤ = 1.846 ≒ 1.85

〃（トンネル等工事） = ④ / (④ - ②) = 1.527 ≒ 1.53

※休日の定義

- ・ 土日祝日及び振替休日
- ・ 夏季休暇 3日間
- ・ 年末年始 6日間

※猛暑日日数：8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数

(2) 準備及び後片付け期間

1) 準備期間

準備期間に要する期間は30日間を最低限必要な日数とし、工事内容に合わせて設定することを基本とする。

主たる工種区分毎に以下に示す準備期間を参考とし、工事規模や地域の状況等に応じて設定するものとする。

工 種	準備期間	工 種	準備期間
河川工事	40日	舗装工事（新設）	30日
河川・道路構造物工事	40日	舗装工事（修繕・補修）	30日
海岸工事	40日	共同溝等工事	80日
道路改良工事	40日	トンネル工事	80日
鋼橋架設工事	90日	砂防・地すべり等工事	30日
PC橋工事	70日	道路維持工事	50日
橋梁補修・補強工事	60日	河川維持工事	30日
電線共同溝工事	90日		

※ただし、通年維持工事は除く

2) 後片付け期間

後片付けに要する期間は、全ての工種において20日間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況等に応じて設定する。

(3) その他手続き等に要する期間

以下の項目について該当する場合、条件明示書へその内容及び手続き等に伴う日数を記載すること。

- 1) 用地買収や道路管理者との調整、工事の着手前の段階で発注者が対応すべき事項がある場合には、その手続きに要する期間を適切に加算する。
- 2) その工事特有の条件がある場合、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。
- 3) 当該工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：地域の祭りなど）により施工できない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。
- 4) 主な諸官庁届出書類については、秋田県土木工事共通仕様書参考資料「諸官庁への届出」を参考とし、これら手続きに要する期間（書類作成から許可に至るまでの期間）について適切に加算する。
- 5) 上記以外の事情がある場合についても、必要な期間を適切に見込むものとする。

(4) その他工期設定に関する取扱い

施工に必要な実日数は歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、パーティ数（班数）は基本1パーティで設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更して良いものとする。

II. 標準工期を利用する場合

標準工期は下記のとおりとし、工種毎における係数は表1のとおりとする。

支給品がある場合は、その金額を設計金額に加算し、その他手続き等に要する期間等については別途計上すること。なお、標準工期を下回る工期設定は行わないこと。

また、設計金額（税込）1億円未満の標準的な工事に限り標準工期は4週8休を確保していることとする。

$$\text{標準工期算定式} \quad T = A \times P^b$$

（T：工期、P：設計金額（税込）、A及びb：係数）

「表1」

工種	A	b	工種	A	b
道路改良工事	3.2688	0.2391	砂防・地すべり等工事	3.4353	0.2495
河川工事	11.818	0.1677	鋼橋架設工事	0.7500	0.3227
河川・道路構造物工事	2.393	0.2638	公園工事	5.8070	0.2090
道路維持工事	0.9438	0.3026	河川維持工事	13.6530	0.1619
海岸工事	4.3648	0.2293	橋梁保全工事	0.3552	0.3729
PC橋工事	0.1227	0.4291			

※別添「標準工期算定シート.xlsx」を使用すること

※標準工期算定式は過去5ヶ年の実績から算定した工期を4週4休と仮定し、4週8休（祝日含む）に対応するよう補正している